

# 令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ (個人事業者の所得税、消費税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、次のような税制上の措置があります。

(注) 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

## 所得税関係

### 1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

### 2. 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

- ① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の1以上である方
  - イ 青色申告の場合
    - ・ 令和6年分の純損失の金額
    - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
  - ロ 白色申告の場合
    - ・ 令和6年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
    - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
- ② 上記①以外の方  
事業用資産の災害損失による純損失の金額

### 3. 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、

- ① 能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合
- ② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

(注) 被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます。

## 4. 予定納税の減額申請

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により事業用資産や山林に損害を受けた場合などで、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

## 個人事業者の消費税関係

### 1. 消費税課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

指定日までに消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出した場合には、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること（又はやめること）ができます。

（注） 指定日については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

### 2. インボイス発行事業者の登録の取消しについて

被災事業者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、国税庁長官が指定する日までに所轄税務署長へ「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、その提出日の翌日からその登録を取り消すことができます。

この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は免税事業者となります。

（注） 登録の取消しを受けるまでの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。

詳しくは、[『消費税の届出等に関する特例等について』\(リーフレット\)](#)をご参照ください。

#### ☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認ください。

税務署の情報はこちら  
でご確認ください



#### ☞ 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

国税庁ホームページには、令和6年能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』[所01](#)もご参照ください。